宅地造成等規制法と宅地耐震化推進事業の経緯

国土交通省

S36 → S42 → H16 → H18 → H23 → H24 → H25 → H26 → H28 → H29 → H30 → H31 → R2 → R3

事象

- （S32.7）西九州地方豪雨
- （S36.6）36.6梅雨前線豪雨
- （S42.7）西日本豪雨
- （H7.1）兵庫県南部地震
- （H16.10）中越地震
- （H23.3）東北地方太平洋沖地震
- （H28.4）平成28年熊本地震
- （H30.9）平成30年北海道胆振東部地震

制度の変革

- （S36.11）宅造法制定
- 大規模盛土造成地等で滑動崩落被害発生
- （H18.4）宅造法改正
- 広域で滑動崩落・液状化被害の発生
- 変動予測調査、滑動崩落防止対策の推進
- 甚大な宅地被害が発生し、小規模な擁壁被害も多数発生
- （H30.12）重要インフラ緊急点検を受けた3か年緊急対策
- （R2.12）5か年加速化対策

- （S33.3）地すべり等防止法制定
- （S44.7）急傾斜地法制定

宅地耐震化推進事業

- （H18～）大規模盛土造成地の変動予測調査等
  - （H25）補助対象の追加
    宅地の液状化による変動予測に関する調査を追加
  - （H30）補助対象の追加
    H30：宅地擁壁等の危険度調査、防災対策を追加、R2：間接補助を追加
  - （H31）国費率嵩上げ
    1/3から1/2へ（R2まで）
    期間延長
    （R4まで）
- （H18～）大規模盛土造成地滑動崩落防止事業
  - （H26）国費率嵩上げ（全国）
    要件を満たす場合、1/4から1/3へ
    期間延長
    マップ公表期限：H30、着工期限：H32
    期間延長
    マップ公表期限：R2、着工期限：R4
  - （R2）国費率嵩上げ
    要件を満たす場合、1/4から1/2へ
  - （H28補正）国費率嵩上げ（熊本）
    通常1/4から1/2へ
  - （H29）補助対象の追加
    要件を満たす場合、盛土高さ2m以上の擁壁復旧工事を追加
  - （H30補正）国費率嵩上げ（北海道）
    通常1/4から1/2へ
- （H25～）宅地液状化防止事業
  - （H28補正）国費率嵩上げ（熊本）
    通常1/4から1/2へ
  - （H30補正）国費率嵩上げ（北海道）
    通常1/4から1/2へ

（H23）東日本大震災復興交付金事業（造成宅地滑動崩落緊急対策事業・市街地液状化対策事業）